

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当市は、千葉県の北西部、印旛地域の最西部に位置し、都心から約 30km の距離にある。東部は印西市と八千代市、南部は船橋市、西部は鎌ヶ谷市、北部は柏市の 5 市に接しており、市域は東西 8.7km、南北 7.7km で面積は 35.48 ㎢である。人口は、千葉ニュータウンの開発に伴い年々増加してきたが、平成 30 年の 63,772 人をピークに減少傾向に転じ、令和 2 年の人口は 63,336 人である。

平成 13 年 4 月には市制を施行し、千葉県内で 32 番目の市になり、市の特産品は梨で、全国でも有数の産地として知られており、栽培面積は千葉県内で 1 位となっている。

当市は、下総台地に属しており、海拔は 20～30m で概して平坦であるが、ところどころに丘陵の起状をもっている。主要河川には、北部の柏市境の金山落、中央部の神崎川と南部の二重川があり、これらに沿って帯状に水田が開かれ、台地面には畑と山林が展開している。しかし、これら河川の上流部において千葉ニュータウン事業及び白井・沼南土地地区画整理事業などの大規模宅地開発が行われ、雨水排水等による河川への負担が増大している。

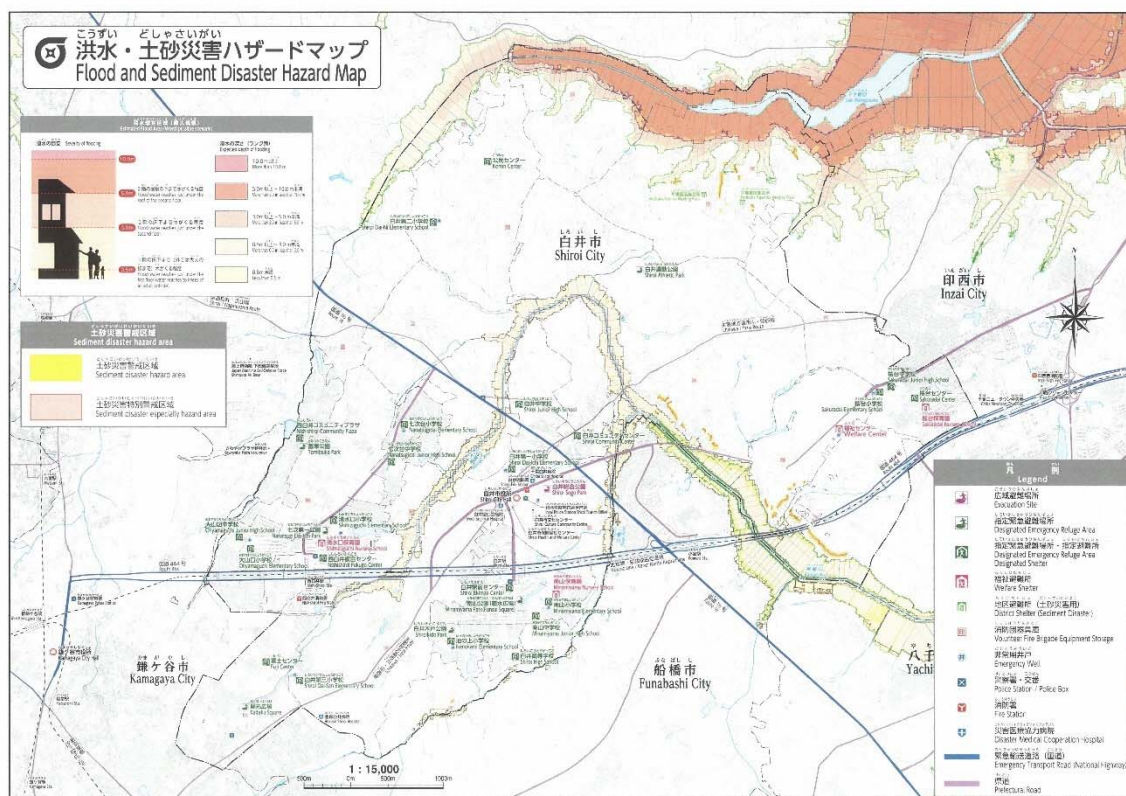
1 地域の災害リスク**(1) 洪水・土砂災害**

水防法に基づく洪水浸水想定区域のうち、本市に浸水被害をもたらす洪水には、利根川、手賀川及び手賀沼、高崎川の洪水がある。

想定しうる最大規模の降雨で氾濫した場合、利根川の洪水では、我孫子市布佐から印西市木下付近で破堤した場合、破堤から約 4 時間後に白井市内の下手賀沼周辺で浸水が始まり、6 時間後くらいに住宅地での浸水も見られるようになる。下手賀沼周辺では浸水深が 7m になるところもあり、159 棟が浸水被害を受ける。栄町付近で破堤した場合は、1 日以上経って神崎川周辺で浸水が始まる。途中の印旛沼でたまった水があふれ始めてからでも 10 時間後となる。神崎川周辺では 4 棟が浸水被害を受ける。手賀川及び手賀沼の洪水では、下手賀沼周辺のみが浸水範囲となり、11 棟が浸水被害を受ける。

高崎川の洪水では、その洪水が直接的に白井市に被害をもたらすわけではないが、神崎川、二重川沿いの主に農地となっている場所が浸水し、浸水深が 4m になるところもあり、64 棟が浸水被害を受ける。なお、これらの河川の洪水によって木造家屋等が倒壊する危険がある「家屋倒壊等氾濫想定区域」は市内に存在しない。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が 28 箇所あり、うち 26 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの警戒区域の土砂災害の種類は、すべて急傾斜地の崩壊である。



(2) 地震

① 想定地震の設定

令和2年度に実施した白井市防災アセスメント調査では、「白井市直下の地震」を想定し、地震被害想定を行った。この地震は、中央防災会議（2013）において検討された南関東地域における直下のどこにでも起こりうる最大規模の地震を、白井市の直下に設定した地震である。

【想定した震源の概要】

地震名：白井市直下の地震（地殻内の浅い地震）

震源断層：上辺が白井市重心を通り、北西から南東に伸びる

上面深さ：5km

長さ：23.8km

幅：11.9km

傾き：45 度北東方向に傾斜

規模：気象庁マグニチュード7.1 相当（モーメントマグニチュード6.8）

② 被害想定結果

防災アセスメント調査では、地震動、液状化、建物被害、火災被害、人的被害、ライフライン被害等について被害想定を行った。

(ア) 地震動の強さ及び液状化危険度

平均震度は6.0で、全地域で6弱～6強（計測震度では5.9～6.3）になると予測される。

また、液状化危険度は市北部の金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺で高く、

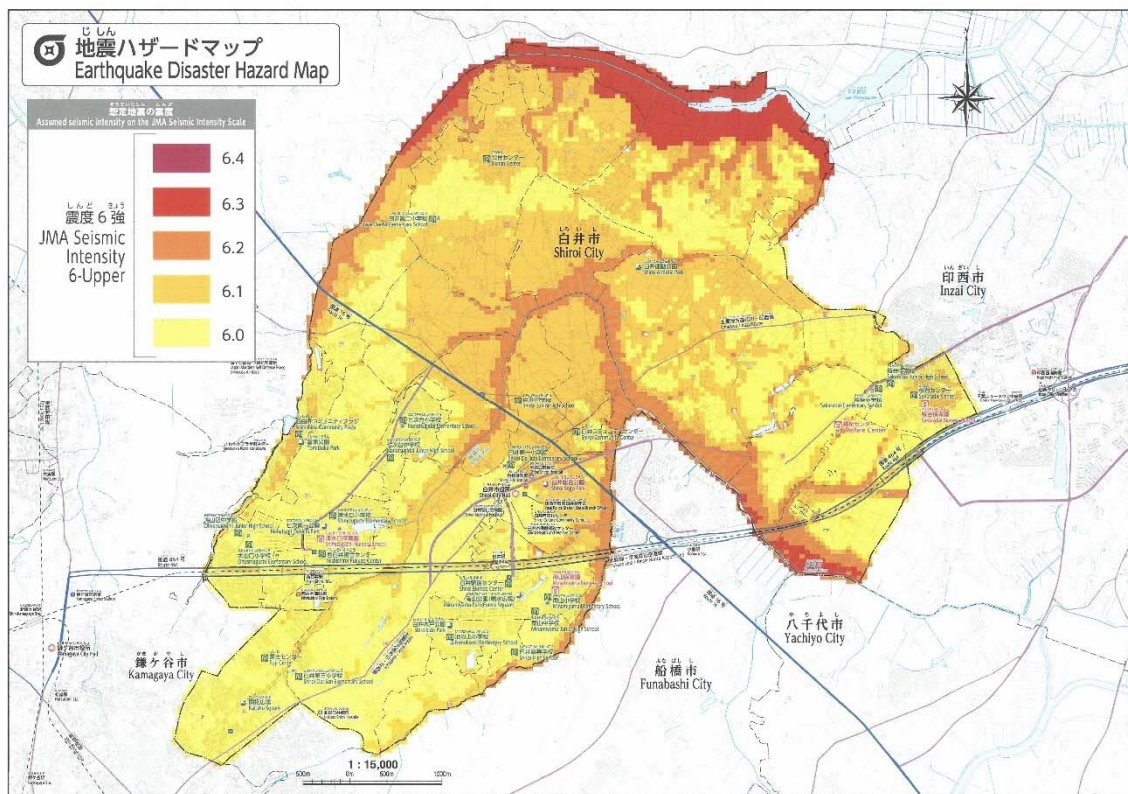
今井地区では影響を受けるおそれのある家屋が多い。

(イ) 被害量

建物の全半壊は2,100棟に上り、冬の18時の地震の場合は約130棟が焼失する。また、冬の5時の地震の場合、死者は32人、重傷者は39人に上る。

地震直後はほぼ全域で停電となるが、数日で復旧する。一方、上水道や都市ガスは75%が停止し、9割の復旧に約1か月を要する。

避難者数は最大約1.4万人（うち避難所の避難者は約5,700人）、帰宅困難者は市民が市外で約12,000人、市外住民が市内で約3,200人、災害廃棄物は14.3万トンに上る。



(3) 感染症

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生しており、特に新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動等への影響は甚大なものとなっている。

新型コロナウイルスによる感染症は国民の大部分が免疫を取得していない状況であり、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

当会においては、緊急経営相談窓口の設置など、小規模事業者の事業継続に向けた対応を行い迅速かつ適切な支援が必要である。

(2) 商工業者の状況（令和3年4月1日現在）

- ・商工業者等数 1, 596人
- ・小規模事業者数 936人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	214	204	市内に広く分散している
	製造業	274	205	工業団地を中心に市内に分散している
	卸売業 小売業	342	154	市内に広く分散している
	宿泊業 飲食業	139	73	幹線道路沿いに分散している
	サービス業	508	252	市内に広く分散している
	その他	119	58	市内に広く分散している

【商工業者数内訳】

（※経済センサス H28）

建設業	製造業	卸売業	小売業	宿泊・飲食業	サービス業	その他	計
214	274	103	239	139	508	119	1, 596

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定及び改正
- ・指定避難所及び指定緊急避難場所の指定
- ・防災訓練の実施
- ・非常食、災害用備蓄品の備蓄
- ・災害時協力協定、災害時相互援助協定の締結
- ・防災行政無線等による情報伝達手段の構築
- ・ハザードマップ作成
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・自主防災組織の強化（研修会、資機材交付の実施）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業継続計画に関する各種施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・被災事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋
- ・当会危機管理マニュアルの作成

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について、当会危機管理マニュアルには漠然的な記載にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングはない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・商工会報や市広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、各種損害保険等の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続計画策定の専門家を招き、小規模事業者を対象に事業継続計画策定に関する個別相談会等を開催する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状

況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和4年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ・ 事業継続計画策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・ 当会及び市担当者で状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

2. 発災後の対策

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 当会事務局責任者は、災害発生後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
- ・ 業務従事が可能な当会職員は家屋被害や道路状況等について把握した内容を当市へ連絡し情報共有を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生時には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとする。
 - ① 職員自身の目線で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全を確保し、警報等が発表されている場合は警報等が解除されてから出勤する。
 - ② 道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。
 - ③ 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ・ 当会職員の全員または大多数が被災等により応急対応に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
第1支部	理事	7人	大まかな被害状況の把握等
第2支部	理事	4人	〃
第3支部	理事	3人	〃
第4支部	理事	5人	〃
第5支部	理事	3人	〃
第6支部	理事	2人	〃
第7支部	理事	1人	〃

- ・ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

当会と当市で共有する被害規模等の目安

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

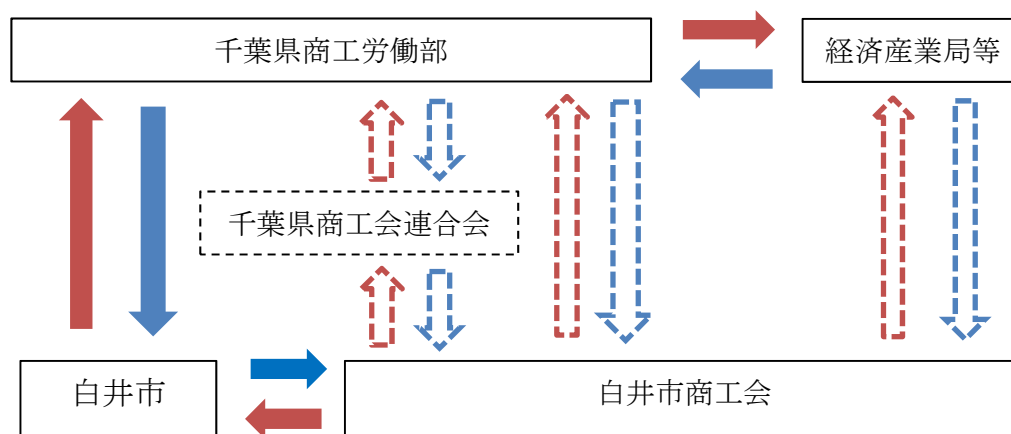
発災直後	速やかに情報共有を行う
------	-------------

発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間以降	適宜情報共有を行う

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡ルートは次のとおりとする。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する



(2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、白井市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し

支援を実施する。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- ・日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- ・事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

（１）事前の対策

- ・Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

（２）流行時の対策

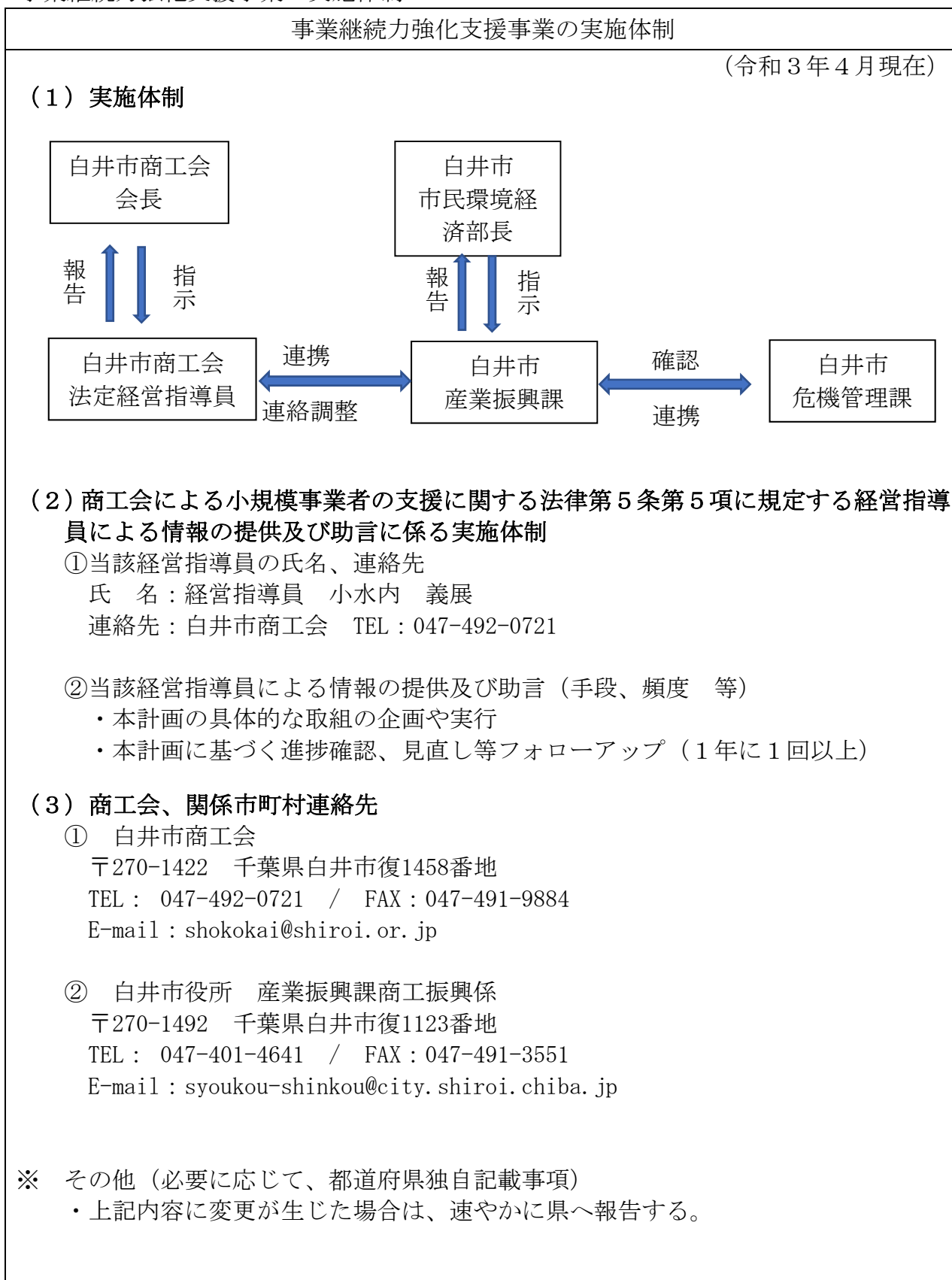
- ・当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ・通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は、書面議決とする。
- ・消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ・当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
(内訳)					
BCP 策定個別相談会開催費、通信費他	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
防災備品購入費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、事業収入、手数料収入、県補助金、市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。